

一般社団法人日本カバディ協会 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、カバディ競技が果たす社会的役割を踏まえ、一般社団法人日本カバディ協会（以下「本協会」という。）が担う社会的責任に鑑み、本協会の事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及びカバディ競技におけるコンプライアンスの推進を図り、もって本協会ひいてはカバディ競技に対する社会的な信頼を確保することを目的として、本協会の関係者に対して禁止する行為、違反した場合の処分の内容その他を定める。

(定義)

第2条 この規程において、社員等とは以下のものをいう。

(1) 本協会の社員

2 この規程において、役員等とは以下のものをいう。

(1) 本協会の理事

(2) 本協会の監事

3 この規程において、職員等とは以下のものをいう。

(1) 本協会の職員

4 この規程において、登録者とは以下のものをいう。

(1) 本協会に登録した指導者（以下「指導者」という）

(2) 本協会に登録した競技者（以下「競技者」という）

(3) 本協会に登録した審判員（以下「審判員」という）

5 この規程において、その他競技関係者とは、本協会の活動に関係又は関与する者であって、登録者、役員等又は職員等のいずれにも該当しないものをいう。

6 この規定において、競技関係者とは、役員等、職員等、登録者及びその他競技関係者をいう。

(禁止行為)

第3条 競技関係者は、以下の行為を行ってはならない。

(1) 法令に違反すること。

(2) 本協会若しくは本協会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること。

(3) 本協会、本協会が加盟する団体、又はカバディ競技にかかわる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと。

(4) カバディ競技に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。

(5) カバディ競技に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技

結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること。

- (6) カバディ競技に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。
- (7) その他、カバディ競技に関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと。
- (8) 第三者が前各号に定める行為を行うことを幫助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと。

2 アンチ・ドーピングに関しては、別に定める規程による。

(社員等に対する処分の種類)

第4条 本協会は、禁止行為を行った社員等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

- (1) 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- (2) けん責：文書による注意を行い戒める。
- (3) 罰金：1,000円以上1,000,000円以下の金額を本協会に納入する。
- (4) 減俸：一定期間、一定割合の報酬を減額する。
- (5) その他、法律及び本協会の定款に定める処分

(役員等に対する処分の種類)

第5条 本協会は、禁止行為を行った役員等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

- (1) 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- (2) けん責：文書による注意を行い戒める。
- (3) 罰金：1,000円以上1,000,000円以下の金額を本協会に納入する。
- (4) 減俸：一定期間、一定割合の報酬を減額する。
- (5) その他、法律及び本協会の定款に定める処分

(職員等に対する処分の種類)

第6条 本協会は、禁止行為を行った職員等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、本協会の就業規則に基づく処分を行うことができる。

(登録者に対する処分の種類)

第7条 本協会は、禁止行為を行った登録者に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

- (1) 戒告：口頭による注意を行い戒める。

- (2) けん責：文書による注意を行い戒める。
 - (3) 罰 金：1,000円以上1,000,000円以下の金額を本協会に納入する。
 - (4) 有期の登録資格停止：1月以上5年以下、本協会の登録者としての資格を停止する。
 - (5) 無期の登録資格停止：期間を定めず、本協会の登録者としての資格を停止する。
 - (6) 登録資格剥奪：永久に本協会の登録者としての資格を剥奪する。
- 2 登録資格の停止を受けた登録者は、登録資格の停止期間中、カバディ競技に関する一切の競技活動を行ってはならない。
- 3 本協会は、第1項各号の処分に代えて、又はこれらの処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他これに準ずる処分を科すことができる。

(その他の競技関係者に対する処分の種類)

第8条 本協会は、禁止行為を行ったその他の競技関係者に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

- (1) 戒 告：口頭による注意を行い戒める。
- (2) けん責：文書による注意を行い戒める。
- (3) 罰 金：1,000円以上1,000,000円以下の金額を本協会に納入する。
- (4) 有期の登録資格停止：1月以上5年以下、役員等、職員等への就任を禁止し、かつ登録者としての登録を禁止する。
- (5) 無期の登録資格停止：期間を定めず、役員等、職員等への就任を禁止し、かつ登録者としての登録を禁止する。
- (6) 登録資格剥奪：永久に役員等、職員等への就任を禁止し、かつ登録者となる資格をはく奪する。

(資格停止の猶予)

- 第9条 過去に本協会の処分を受けたことがない競技関係者が有期又は無期の資格停止の処分を受けるにあたり、本協会は、情状により、処分が確定した日から、1年以上3年以下の期間、資格停止の実行を猶予することができる。
- 2 前項に定める猶予期間中において競技関係者が違反行為を行った場合、本協会は、直ちに資格停止の実行の猶予を取り消さなければならない。

(スポーツ仲裁機構への不服申立て)

- 第10条 本協会のする決定に対する不服申立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

- 2 本協会は、処分結果を通知する際に、処分対象者に対し、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法、手続きの期限等が記載された書面を交付しなければならない。

(利益相反の防止及び開示)

- 第11条 競技関係者は、その職務の執行に際し、本協会との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他本協会が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報の開示及び説明責任)

- 第12条 競技関係者は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、補助金等交付団体、寄附者、納税者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

- 第13条 競技関係者は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(本規程の改正手続)

- 第14条 この規程は、あらかじめ、倫理委員会の意見を聴いて、理事会の決議により変更することができる。

附 則

この規程は、2019年12月14日から施行し、同日より適用する。

附 則〔2022年3月30日改正〕

2022年3月30日の理事会で承認された改正は、同日より施行する。